

---

韓国企業と技術流出、韓米FTAによる特許法改正などについて

# 最新韓国知財事情2012

---

RYUKA国際特許事務所  
オープンセミナー

2012.04.25



# 目 次

- 
- 1 技術流出の実態と対策
  - 2 職務発明
  - 3 営業秘密の侵害行為に対する救済手段
  - 4 その他のサービス
  - 5 韓米FTAによる特許法・商標法の改正
  - 6 注目すべき大法院判決



---

# 一部：韓国企業と技術流出

---



---

## 1. 技術流出の実態と対策

---



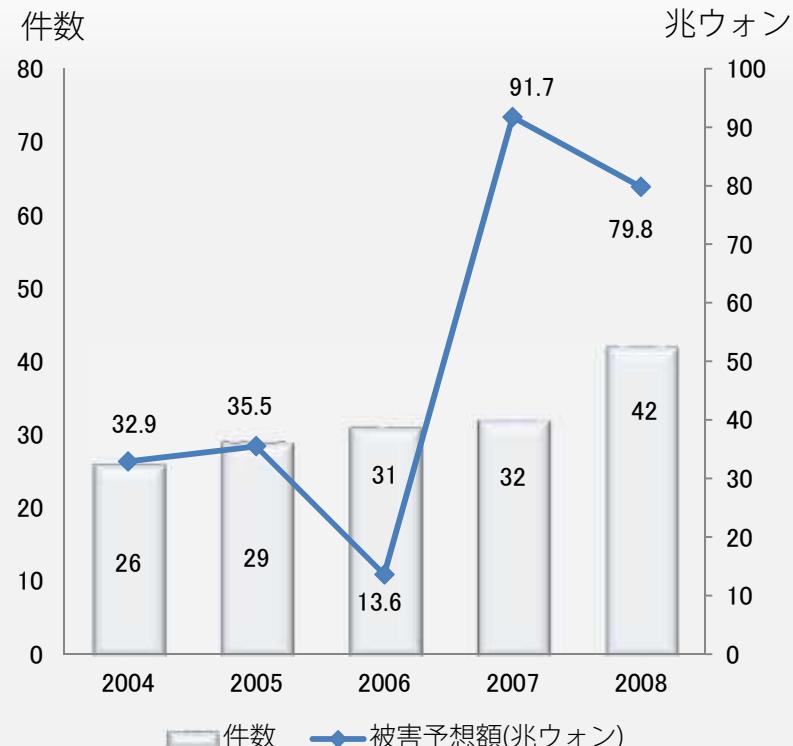
## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ① 急増する産業技術流出

#### 技術水準が高度化 ➡ 流出が持続的に増加

- ・ 摘発された技術流出は総160件(2004~2008)
- ・ 流出された場合の予想被害額が253.5兆ウォン
- ・ 摘発件数が42件と前年比31%増加(2008不況)

知識経済部(2009.4)「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」  
国家情報院(2009.5)先端産業技術の保護動向(第10号)



# 1. 技術流出の実態と対策

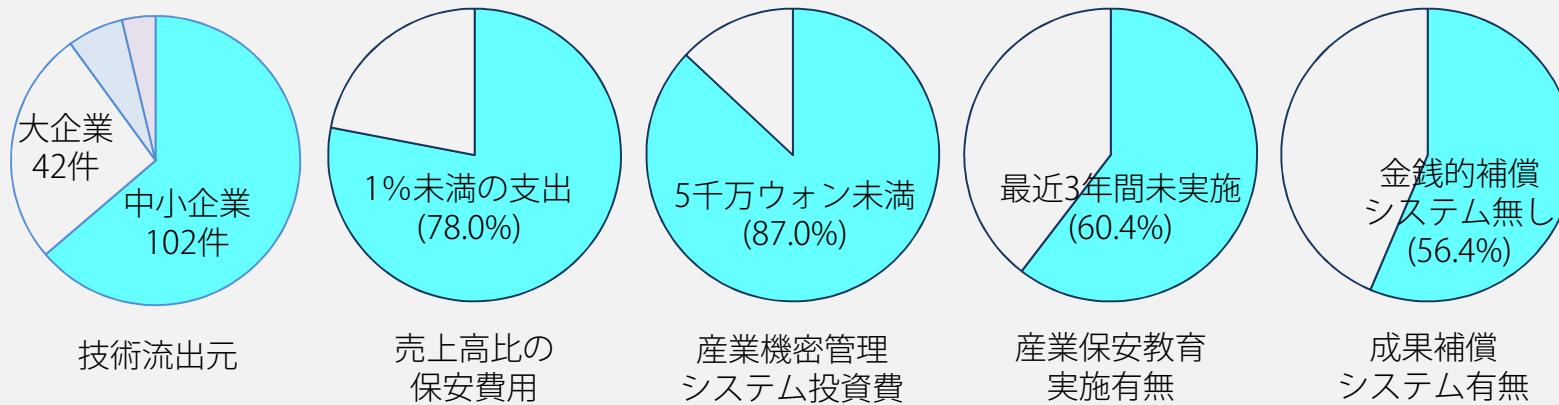
## (1) 技術流出の実態



### ① 急増する産業技術流出

中小企業の技術力向上  
⇒ 情報保安システムは相対的に未備が目立つ

韓国中小企業の産業技術保安実態



資料：中小企業庁・韓国産業技術振興協会(2007.6)「中小企業産業機密管理実態調査報告書」

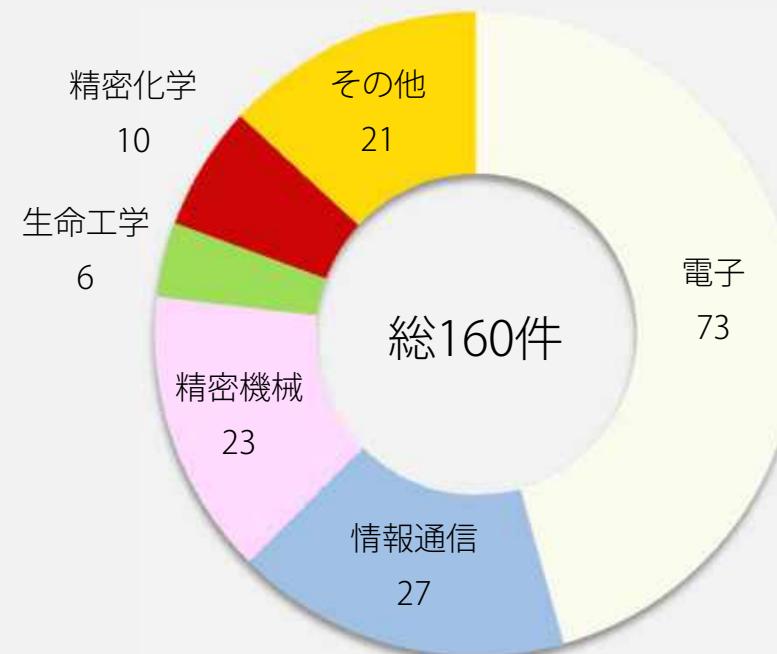


## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ② 流出の類型一分野

半導体・ディスプレイ・携帯など電子・情報通信分野に集中

しかし、最近では意外にも自動車・造船を含む機械・化学などほとんど全ての分野に拡散する傾向



資料：国家情報院「先端産業技術保護動向第10号」

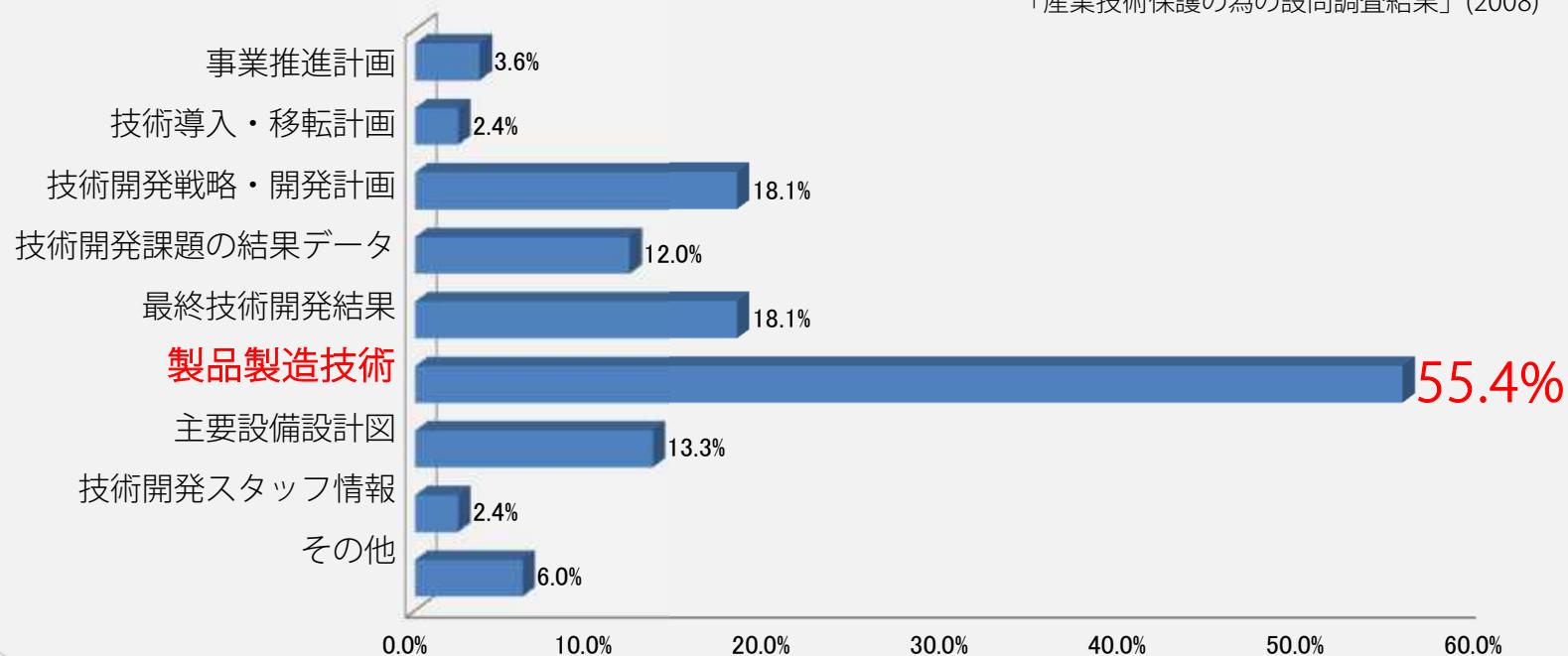


## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ② 流出の類型－詳細分野

製造技術が圧倒的に多く、開発計画や開発結果などが続く

資料：韓国産業技術保護協会  
「産業技術保護の為の設問調査結果」(2008)

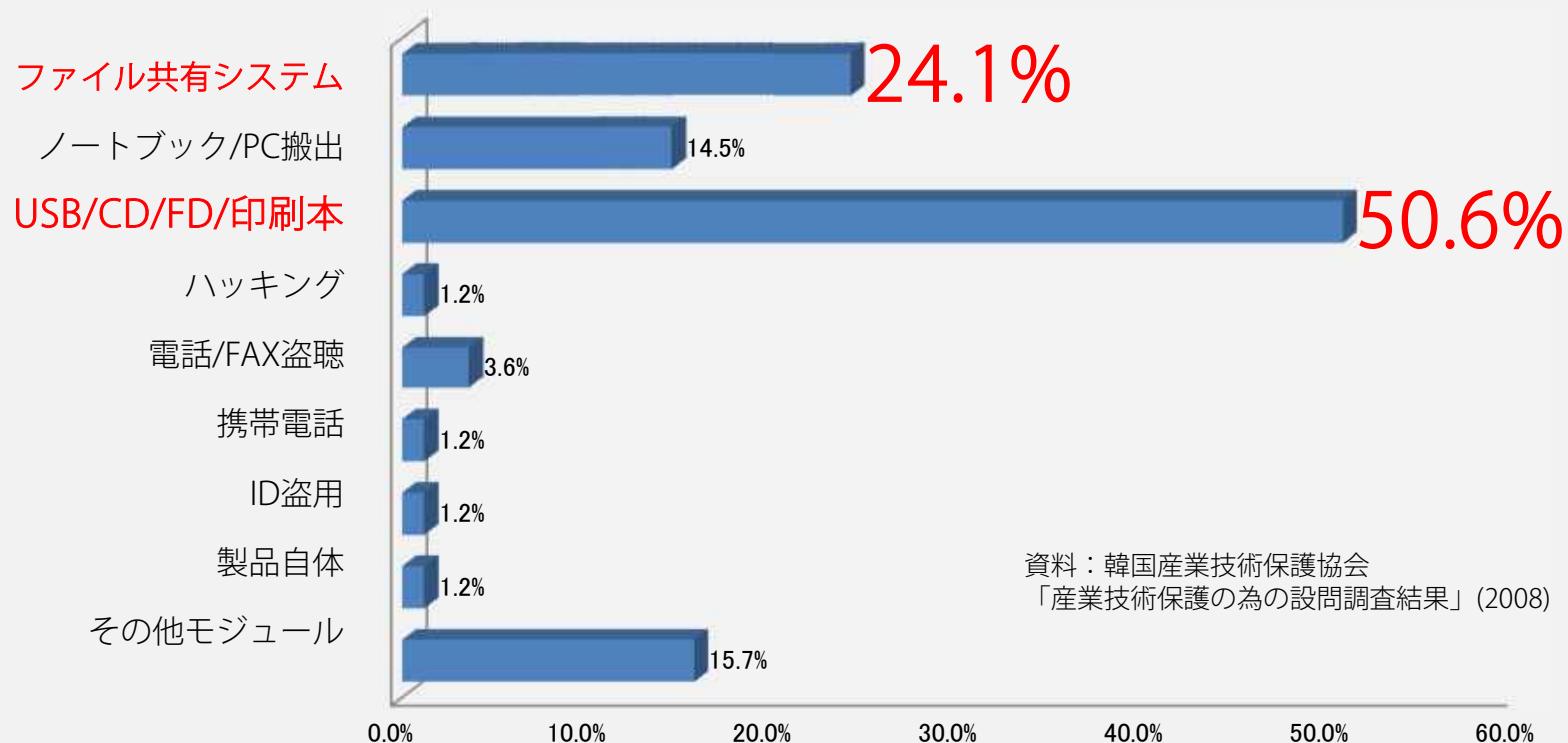




## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ② 流出の類型－手段

#### USBやCDなどの記憶媒体が多い





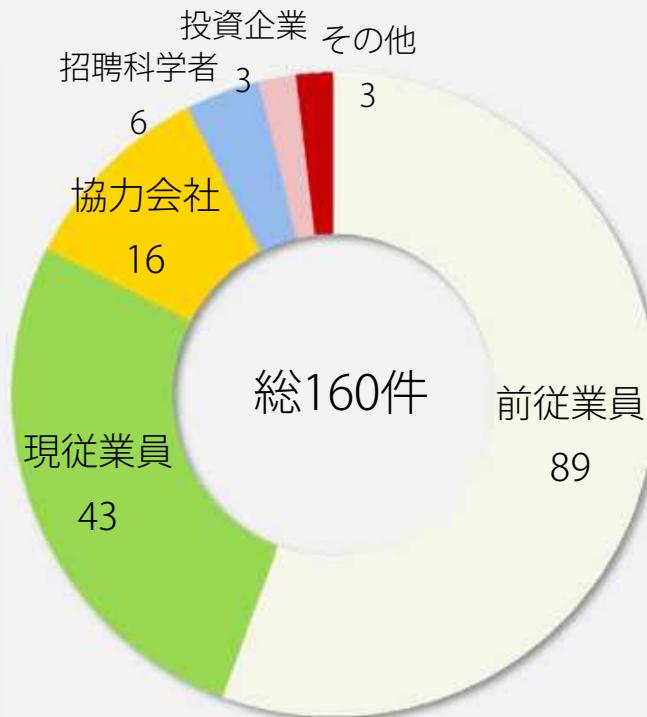
## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ③ 流出の経路－前・現職従業員による

大部分が内部関係者からの流出

全件数の **80%** を超える

(例) 個人営利を目的に技術資料をCDなどにコピーし、密かに流出



資料：国家情報院「先端産業技術保護動向第10号」



## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ③ 流出の経路－コンサル諮詢

経営コンサルティング・技術諮詢を依頼する場合、

- 契約締結時

契約書上に営業秘密保護に関する内容を盛り込む

- 資料提供前

提供資料の保安性を綿密に検討



## 1. 技術流出の実態と対策 (1) 技術流出の実態

### ③ 流出の経路－誘致科学者や技術研修生

海外からの科学者や研修生を招致する企業が徐々に増加

☞ 営業秘密の流出が発生

- 雇用契約書作成時

保安遵守義務と研究成果物に対する所有権を明確に

- 契約満了時

成果物を回収するなどの保安措置を取る。

# 1. 技術流出の実態と対策

## (1) 技術流出の実態



### ④ 流出の動機

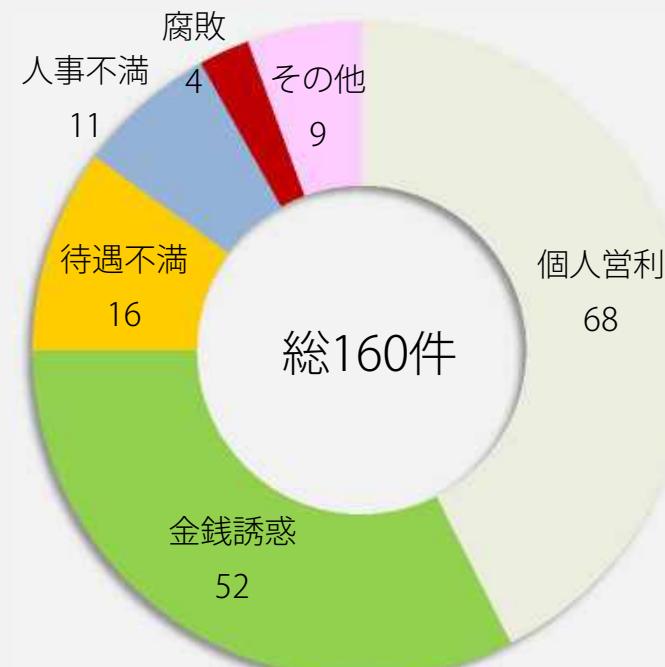
核心技術者を金銭的補償や高位職での採用

### 起業

別会社の立ち上げ

☞ 核心スタッフに対する保安管理が何よりも重要であり、職員採用・退職時又は重要プロジェクト参加時には「**営業秘密保護誓約書**」を提出させるなどの対策を講じる

資料：国家情報院「先端産業技術保護動向第10号」





1. 技術流出の実態と対策

## (2)企業内部における管理と保護

### ①制度的措置

#### 保安管理規定の制定・施行

(作成における留意点)

- ・ 明確な内容・表現
- ・ 理解しやすいもの
- ・ 形式的なものではなく実行可能なもの
- ・ 内容が詳細に言及されていること

#### 保安組織の構成及び運営

#### 保安監査

(注意点)

- ・ 定期的な監視活動
- ・ 管理部スタッフの意識向上に努める



1. 技術流出の実態と対策

## (2)企業内部における管理と保護

### ②人材管理－従業員の入社時

#### 営業秘密に対する徹底した教育

(特に、研究開発部や営業秘密の管理スタッフ)

#### 誓約書の作成

- ・営業秘密保護誓約書
  - ・競業避止誓約書
- (転職及び退職時の使用・公開禁止、追跡条項など)

#### 中途採用者の場合

- ☞ 前職場で締結した営業秘密管理に関する契約などを注意深く検討
  - ・採用が競合他社への就業規定に反している？



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ②人材管理－従業員の入社時

#### 営業秘密保護について

- 一般的には「営業秘密」とだけ規定。  
(但し、業種・分野を具体的に限定すれば法的対応時に有利)

#### 競業禁止義務について

- 「競業業態を行ってはならない」との規定の仕方が一般的
- 就業規則に組み入れるのは労働組合との兼ね合いから難しい
- 核心的技術を知る従業員を対象に入社時、署名させるのが一般的
- 競業禁止期間は1年が一般的



1. 技術流出の実態と対策

## (2)企業内部における管理と保護

### ②人材管理－在職中

#### 営業秘密保安に対する徹底した教育を実施

☞ (理論と実務を兼ね備えることが効果的)

- ・ 人事異動の際にはこれらの内容伝達を徹底させる
- ・ 教育実施及び業務の伝達事項を常に記録させる
- ・ 営業秘密保護へ積極的に保安するよう仕向ける



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ②人材管理－退職時

研究開発部または営業秘密管理部の職員が退職する予定・退職時

- ・営業秘密の伝達
- ・関連法律規定の説明

営業秘密の使用または公開行為は営業秘密侵害行為に属する

- ・関連書類等の返却

在職中の研究開発及び管理下の営業秘密関連の書類等



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ②人材管理－退職時

やむを得ず競合他社に就職する場合は、以下の内容を採用企業に通知

「貴社の採用した〇〇〇は、弊社で△△研究開発及び営業秘密管理業務を担当し退職した者であって、△△に関する一切の情報は不正競争防止および営業秘密保護に関する法律第2条第2号により保護される営業秘密である旨を通知し、もし貴社が〇〇〇を通じてこれを使用した場合には、営業秘密侵害行為に該当することを通知する」



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ③物理的措置－統制区域の設定

##### 従業員に対して

- ・営業秘密に分類した情報は一般情報と分けて管理
- ・研究開発部と営業秘密保管場所については一般職員及び外部者の接近を禁止させる統制区域を設定
- ・出入者名簿の設置
- ・職位によって出入り制限
- ・監視装置で常時監視
- ・常時出入者には営業秘密保持に対する誓約書を提出させる
- ・一時出入者にも出入管理台帳を設け記録

##### 外部訪問者に対して

- ・訪問目的の把握／訪問証を携帯
- ・営業秘密が公開されるおそれのある場所の出入り制限
- ・場合によっては訪問者に秘密遵守覚書きに署名させる



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ③物理的措置－コンピューター管理

- PCへのアクセスは最低限に抑える
- 必ずパスワードを設定し隨時変更する
- 担当者以外はアクセス不可能
- 個人PCの搬入・使用禁止
- 外部修理依頼及び廃棄の際は、ハードに収録された資料の流出防止対策を講じる
- (できれば)外部通信網と連結せず使用
- 侵入遮断システム(ファイアウォール)を設ける
- 専門スタッフの配置



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ③物理的措置－通信保安

- ・ 営業秘密に関する業務連絡はなるべく通信施設を使わない。

(やむを得ない場合)

- ・ 営業秘密にあたる内容を暗号化したり特定信号を添加または加工して送信する。
- ・ 定期的・抜き打ちで保安検査を実施



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ③物理的措置－資産管理

- 表紙部分と書類棚などに**営業秘密**という赤文字と秘密等級を表示
- すべての営業秘密に対して管理責任者を指定
- コンピュータ管理番号の付与と閲覧者を記録
- 分離可能な記録物は総ページ数とページ番号を記載
  - 分離からの保護と加筆及び修正を禁止
- 原則搬出禁止



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ④不審者の見分け方(1)

- ・本人の業務と関係ない他職員の業務について隨時、質問する
- ・写真装備を過度に使用する
- ・本人の業務に関係のない他部署の事務室に頻繁に出入りする
- ・研究室・実験室など社外秘が保管されている場所に任務に関係なくアクセスを試みる
- ・普段と異なり仲間との接触を避ける
- ・情緒変化が激しい
- ・主要部署に勤めてから理由なく突然辞職を切望

出所：国家情報院にて発行された「産業スパイ識別の要領」



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ④不審者の見分け方(2)

- ・ 業務を口実に主要機密資料をコピーし、個人的に保管する
- ・ 与えられた任務に関係なくDBによくアクセスする
- ・ 人がいない時、仲間のコンピューターに無断でアクセスし操作する
- ・ 特別な理由なく仕事後や祝日に事務所に一人で残っている
- ・ 技術の習得より、責任・管理者や核心技術者などの親交に関心が高い研修生
- ・ 研究活動より研究成果の確保に異常に執着する研究員
- ・ 観察、見学の際、指定された訪問コース以外の他施設に関心を寄せる訪問客

出所：国家情報院にて発行された「産業スパイ識別の要領」



## 1. 技術流出の実態と対策

### (2)企業内部における管理と保護

#### ⑤成功例

人材流出はいつ起きるのか？

試作品段階から量産品の製作がスタートし、売上が安定し始めた時期に発生しやすい



核心的な技術者や責任者



競合他社

#### [ 対策]

- ・ 発明補償金を売上が伸びた時期に手厚く行う
- ・ 全体工程を知る者を数名に限定し、彼らを徹底して管理する



---

## 2. 職務發明

---



## 2. 職務発明

### (1) 関連規則の整理

#### 政府の対策－関連規則など

2004.01

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正

職務発明補償を実施の企業割合が**19.2%**に過ぎず(2002年)

2006.03

「発明振興法」改正 (施行は9月)

2006.09

2007年4月施行

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」改正



## 2. 職務発明

### (2) 職務発明の概要

#### ① 職務発明の事例

L G電子の元研究員2人が、在職中に開発したDVDプレーヤー関連の発明に対する正当な補償を求めて会社を訴えた事件で、韓国の裁判所は2005年に、会社に計3億8,000万ウォン（約2,800万円）の支払いを命じた。

現代電子（現ハイニックス半導体）の元研究員5人も、映像データ圧縮方法の一つであるMPEG関連の発明について正当な補償を求め、08年に計5億2,200万ウォンの支払いを会社（事業譲受したハイニックスほか1社）に命じる判決を得た。

韓国でも「職務発明」への認識は広まりつつある。

従業員が発明をしたときに適切に取り扱えるよう、会社としての備えが必要である。



## 2. 職務発明

### (2) 職務発明の概要

#### ② 日本の制度と異なる点

法：発明振興法

- ・職務発明補償制度の実施に関する支援施策の樹立・支援(法第11条)
- ・従業員による職務発明についての通知義務(法第12条)
- ・使用者による職務発明に関する権利承継可否の4ヶ月以内の通知義務(法第13条)
- ・正当な補償(対価)についてのみなし規定(法第15条)
- ・出願留保時の正当な補償義務(法第16条)
- ・職務発明審議会の設置、紛争調停、秘密保持義務等(法第17~19条)



## 2. 職務発明

### (3)使用者と従業員の権利・義務

#### ①職務発明通知義務

- ・従業員による職務発明についての通知義務(法第12条)
- ・使用者による職務発明に関する権利承継可否の4ヶ月以内の通知義務 (法第13条)

使用者等の承継有無に関する通知懈怠

☞ **権利承継を放棄したものとみなす**

従業員等の同意なしには通常実施権を有することができない  
(法第13条第3項)



## 2. 職務発明

### (3)使用者と従業員の権利・義務

#### ②権利の帰属

#### 「特許を受けることができる権利」の承継

従業員と使用者間で、職務発明に対する権利についての契約又は勤務規定が置かれていない場合、使用者は、当該権利の承継について主張することができない(法第13条第1項)

☞ 韓国で研究開発を行う現地法人は、職務発明制度を運用する必要があるため、補償規定を含め、職務発明に関する合理的な契約又は勤務規定を整備し、従業員との間で協議(法第11条、法第14~19条)を行っておく必要がある。



## 2. 職務発明

### (4) 職務発明制度の運営

#### ① 包括的予約継承の必要性

#### 予約承継について

従業員が職務と関連して発明をした場合、会社がその発明に対する権利を継承する旨の**包括的予約継承規定**をおく必要がある。

この規定が無い場合、使用者である会社は、職務発明に対する通常実施権を有するだけで、従業員による特許出願や特許権の取得に対し、対抗することができなくなる可能性が高い。

職務発明の予約承継を定めておくほかにも、

- ◆ アイデアが浮かんだ場合には会社に報告する義務を定めておく
- ◆ アイデアが職務発明か個人発明かを判断し、職務発明については秘密管理するか特許出願するかを判断する手続きを定めておく



## 2. 職務発明 (4)職務発明制度の運営

### ②職務発明の補償

#### 出願/登録補償と処分補償に区分して運営

[職務発明補償金の支給実施例]

会社が従業員の発明を譲り受けた場合、従業員は正当な補償を受ける権利を有する（第15条）

	民間企業	政府支援 研究機関	国家公務員	大学
出願補償	5~20万円	5万円	なし	なし
登録補償	5~20万円	10万円	20~50万円	なし
実施補償	500万円以下	実施別 奨励金支給	なし	実施収入金の 40%
処分補償	収入金の 10%以下	処分収入金の 10~40%	処分収入金の 50%以下	処分収入金の 40%



## 2. 職務発明

### (4) 職務発明制度の運営

#### ③その他

#### 職務発明審議委員会

使用者等は従業員等の職務発明補償等について必要な事項を審議、議決するために職務発明の審議機構を設置・運営することができる。(法第17条)

職務発明補償に関連した紛争が発生し従業員等がこの調整を要請する場合、特許庁長は和解を目的とした斡旋、調整ができる。(法第29条)



---

### 3. 営業秘密の侵害行為に 対する救済手段

---



### 3. 営業秘密の侵害行為に対する救済手段 (1) 民事的救済

#### 営業秘密の保護

- 差止請求権(第10条)
- 損害賠償請求権(第11条)
- 信用回復の措置(第12条)
- 時効(第13条)

「不正競争防止およびお営業秘密に関する法律」



### 3. 営業秘密の侵害行為に対する救済手段 (2)刑事的救済

#### 罰則規定

- 罰則(第18条第1～2項)

営業秘密の海外への流出に対する刑罰をより重く設定している(最高10年以下の懲役)

未遂犯、予備又は陰謀した者も処罰できる(第18条の2及び第18条の3)

企業の営業秘密を侵害した行為者以外に法人や使用者である個人も処罰できるようにする両罰規定もあるが、但し、使用者であるその法人又は個人がその違反行為を防止する為に該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、適用されない(第19条)

「不正競争防止およびお営業秘密に関する法律」



---

## 4. その他のサービス

---



## 4. その他のサービス

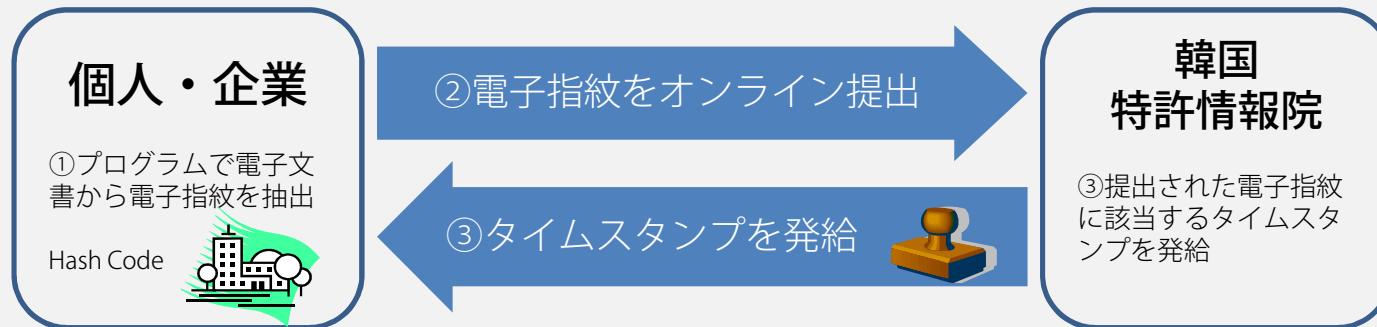
### (1) 営業秘密原本サービス

2010年10月からサービス開始

(背景)訴訟時、被害企業は営業秘密保護**開始時点**の客観的な証明が容易ではない

(電子データ：変更や改ざんが容易)

#### 営業秘密原本証明サービス



- ・ 営業秘密資料自体は手元に保管
- ・ 電子指紋とタイムスタンプが一致すれば、営業秘密原本の存在と時点が確認

例えば、研究ノートにタイムスタンプを体系的に付与して管理しておくと、開発時点に対する客観的な証明が可能となることはもちろん、具体的な研究開発の内容を公信力を備えた状態で証明できるため、非常に効率的に権利主張ができるものと思われる。

## 4. その他のサービス (2)技術情報寄託制度



2008年8月施行。2009年9月の時点で109件利用。

### [背景]

- \* 韓国中小企業の 5.4 %が倒産リスク (資料: '07. 韓国銀行)。納品技術のメンテナンスの安定性が低い。
- \* 韓国中小企業の 3.0 %が、韓国大手企業の優越的な地位を利用した技術取引時における核心技術の納品要求被害を経験 (資料: '07. 3. 韓国中小企業中央会調査)



### [目的]

- \* 技術導入者の安定的な技術使用を保証
- \* 韓国中小企業の技術保護

### [意義]

- \* 取引関係にある両企業が一定の条件下で互いに協議して核心技術資料(産業財産権及び関連情報、営業秘密、経営資料)を韓国政府指定機関に安全に保管し、技術提供企業の廃業など一定の条件時にのみに提供。



### [費用]

- \* 最初30万ウォン、  
1年以降から年15万ウォン

[http://www.kbizweek.com/cp/vie  
w.asp?vol\\_no=724&art\\_no=22&s  
ec\\_cd=16781](http://www.kbizweek.com/cp/view.asp?vol_no=724&art_no=22&sec_cd=16781)

## 5. 最後に

### (1)韓国企業文化

#### 韓国企業との接点から



調和重視



トップダウン



関係形成が大切



形式重視

